

介護保険法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年一月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第二号

介護保険法施行細則の一部を改正する規則

介護保険法施行細則（平成十二年広島県規則第九十号）の一部を次のように改正する。
第五条第一号ハ及び第七条第二号中「写し」の下に「（県外に住所を有する者に限る。）
」を加える。

別記様式第四号及び別記様式第七号中「住民票の写し

」を「住民票の写し（県外に住所を有する方に限る。）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の介護保険法施行細則の様式で行っている申請は、改正後の介護保険法施行細則の様式で行われた申請とみなす。